

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 道路位置の指定
- 結核予防法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険医の登録
- 豚丹毒予防注射等の実施
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第四百四十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十八年八月十六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十三日

申請人の住所氏名 鳥取県知事 石 破 二 朗
道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

米子市西倉吉 米子市旗ヶ崎 幅員 四メートル
町二七番地 七〇〇番一の一部 延長三三メートル
佐伯 治 六九八番二の一部

鳥取県告示第四百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和三十八年七月三十一日	松岡医院	鳥取市行徳は一〇二	松岡 新平
〃	伊達外科医院	〃 吉方七八九番地	伊達登紀雄
〃 八月一日	堀内医院	〃 湖山町一、堀内	孝正
〃 八月三日	堀内医院	〃 五二五番地	

鳥取県告示第四百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
第五一項の規定により、次のように保険医の登録をした
ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第
八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の 登録年月日

日野美和子 鳥取市瓦町二 鳥齒二三七 昭和三十八年
五〇 八月九日

加藤 乃蔭 丁目 西町二 " 二三八 "

鳥取県告示第四百四十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
て、豚丹毒予防注射、ひな白痢検査、肝てつ検査及び肝
てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防
法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基

つき、牛、豚及び鶏の所有者に対して、注射、検査及び
投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚丹毒、ひな白痢及び肝てつ症予防の
ため

二、実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後
一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育される鶏

肝てつ検査及び駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後
一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び投薬の方法

豚丹毒予防注射…豚丹毒予防液皮下注射

ひな白痢検査…急速凝集反応

肝てつ検査…虫卵検査及び皮内反応

肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表 豚丹毒予防注射

実施期日 実施区域 実施場所

八月二十六日 八頭郡郡家町 各豚舎巡回

" 二十七日 " " "

" 二十八日 " " "

" 二十九日 " " "

九月 二日 " 船岡町

" 三日 " " "

" 四日 " " "

別表 ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

八月二十六日 気高郡鹿野町 各種鶏場巡回

" 二十七日 " " "

九月 四日 青谷町

" 六日 " " "

" 九日 " " "

" 十日 " " "

" 十一日 " " "

" 十二日 " " "

" 十三日 鹿野町

" 十四日 " " "

" 十六日 " " "

" 十七日 " " "

" 十八日 気高町

" 二十三日 鹿野町

" 二十五日 " " "

" 二十六日 気高町

" 二十七日 " " "

" 三十日 気高町
青谷町

別表 肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
八月二十六日	八頭郡船岡町	大伊検診場
" 二十七日	"	"
" 二十八日	"	"
" 二十九日	"	"
" 三十日	"	"
" 三十一日	"	船岡

別表 肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
九月 二日	八頭郡船岡町	大伊検診場
" 三日	"	"
" 四日	"	船岡

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和三十八年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十八年八月二十六日 午後一時

二場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内

鳥取県選挙管理委員会委員室

三議題

- 1 市の区域を分けた開票区の改正に関する件
- 2 中国五県選挙事務講習会の開催について
- 3 公明選挙推進員研究協議会の開催について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年八月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 萩原 治郎

一日時 昭和三十八年八月二十七日 午前十一時

二場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三議題

- 1 教育表彰者の推せんについて
- 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一都月価二五〇円(送料共)